

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル	
行政機関等の名称	倉敷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、水島支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係、真備支所市民課、駅前連絡所	
個人情報ファイルの利用目的	証明交付（戸籍附票全部証明書、戸籍附票個人証明書、除籍附票全部証明書、除籍附票個人証明書、改製原附票全部証明書、改製原附票個人証明書）	
記録項目	<p>法務省民事局民事第一課作成「戸籍情報システム標準仕様書」 主な項目は以下のとおり 1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍・筆頭者、5 住所・方書、 6 住所を定めた年月日、7 住民票コード、8 国外転出者である旨（国名等）、転出予定年月日、9 在外選挙人名簿・在外投票人名簿登録市区町村名、10 消除事由（消除、改製）、11 消除事由の通知日、12 戸籍附票宛名番号、13 抑止フラグ、14 支援措置の備考、15 編製年月日・改製記載年月日（改製記載の場合）・再製記載年月日（再製記載の場合）・改製消除年月日（改製消除の場合）、16 個人番号未付番者について CS との連携のために設定される符号</p>	
記録範囲	本市に戸籍のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	市区町村からの通知（住民基本台帳法第19条1項及び第4項）、戸籍の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	